

労働法の基礎講座

第17回



【労働時間】 時間外労働（上限規制）

36協定の締結・届出（第16回参照）を行い、労働者に時間外・休日労働を行わせる場合は、以下の時間数の範囲内としなければなりません。

原則

◆**時間外労働**について、

1か月 45時間（42時間）以内 1年360時間（320時間）以内

※（ ）は1年単位の変形労働時間制（別講義で解説予定）を採用する場合の上限

例外

36協定に臨時的な特別の事情（特別条項）を定めた場合は、

◆**時間外労働と休日労働の合計**で、

1か月 100時間未満 2～6か月平均80時間以内

◆**時間外労働**について、

1年720時間以内 & 1か月45時間を超えるのは年6か月まで

※一部の事業・業務では取扱いが異なります（次ページ参照）。

36協定の特別条項では、1か月45時間を超えて時間外労働させる労働者の健康確保措置（医師による面接指導、勤務間インターバルの確保等）を協定する必要があります。

また、1か月80時間を超えて時間外・休日労働を行った労働者で申出のあった労働者に対しては、医師による面接指導を必ず実施する必要があります。

一部業種・業務における上限規制の特例

業種・業務	特例の内容
建設事業のうち、災害の復旧・復興の事業 (※)	・「時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満、2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない
自動車運転の業務 (※)	・36協定に臨時的な特別な事情（特別条項）を定めた場合の1年の時間外労働の上限は 960時間 ・「時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満、2～6か月平均80時間以内」、「時間外労働について、1か月45時間を超えるのは年6か月まで」の規制が適用されない
医業に従事する医師 (※)	・下表のとおり
新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務	・前ページの原則、例外ともに適用されない ・ただし、1か月100時間超の時間外・休日労働を行わせた場合は、医師による面接指導の実施義務あり

※上限規制の適用猶予は廃止され、令和6（2024）年4月1日から上記の特例が適用されています。

医療機関に適用する水準		1年の上限時間 (時間外労働+休日労働の合計)
原則	A水準	960時間以内
特例水準	連携B水準 (医師派遣を行う病院)	1,860時間以内
	B水準 (救急医療等)	
	C水準 (臨床・専門研修、高度医療の修得研修)	1,860時間以内



働き方改革に関するお悩みは、お気軽に以下へご相談ください（リンクをクリック）



・医療機関以外の事業主の方
[長崎働き方改革推進支援センター](#)

・医療機関の事業主の方
[長崎県医療勤務環境改善支援センター](#)

※「時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満、2～6か月平均80時間以内」、「時間外労働について、1か月45時間を超えるのは年6か月まで」の規制は適用されません。

※医療法等に面接指導や勤務間インターバルの確保などの追加的健康確保措置に関する定めがあります。